

令和元年12月16日（月）

於・特許庁7階 庁議室

産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会

第14回審査基準専門委員会ワーキンググループ

議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 特許技監挨拶	2
3. 進歩性の審査の進め方に関する参考資料の作成について	3
4. 閉 会	25

1. 開 会

○田中座長 定刻より若干早めではありますが、本日御出席予定の委員の皆様方は全員おそろいでいらっしゃるようですので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会第14回審査基準専門委員会ワーキンググループを開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今回は、1つの議題につきまして事務局から報告がございます。委員の皆様方からは、それに対する御意見を頂きたいと思っております。議題は「進歩性の審査の進め方に関する参考資料の作成について」ということになっております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今回も前回同様タブレット端末を使用することになっております。今回初めて御出席の委員の方もいらっしゃいますので、事務局からタブレット端末の使用方法について改めて御説明をお願いいたします。あわせて資料の確認もお願いいたします。

○小宮審査基準室長 調整課審査基準室の小宮と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

経済産業省の方針としてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日のワーキンググループにおいても資料をタブレットでごらんいただくこととしています。なお、座席表はお手元に紙で配付しています。

では、タブレット端末の使用方法を御説明いたします。まずカバーを開けていただきますと、端末が起動しております。起動したタブレットの画面には、コンピュータのエクスプローラーの表示がなされていると思います。表示について御不明な点はございませんでしょうか。

タブレットの操作でお困りになった場合には、手を挙げて合図をしていただきますと担当の者が対応いたしますので、そのようにお願いいたします。

では、操作の続きを御説明いたします。タブレット画面の右側の枠内に全ての配付資料を格納しています。本日は、この右側の枠内に格納されている8つの資料を用意しています。8つの資料の表題ですが、1つ目が議事次第・配布資料一覧、2つ目が委員名簿、3つ目が進歩性の審査の進め方に関する参考資料の作成について、資料1、4つ目が参考資

料「進歩性の審査の進め方の要点と参考事例」、参考資料 1-1、5つ目から8つ目までが現行の特許・実用新案審査基準の一部抜粋、参考資料 1-2 から 1-5 となっております。

以上、8つの資料がありますことを御確認ください。資料について御不明な点はございませんでしょうか。

今後、資料が見られないなどお困りの場合には、手を挙げて合図をしていただければ担当の者が対応させていただきます。

それからもう1点お願いがございますが、マイクは声に反応して作動するようになっております。議事録作成の都合上、御発言いただく際にはできるだけマイクに口元を近づけて、大きめの声で御発言いただきますようお願いいたします。

○田中座長 ありがとうございます。

今回、委員構成に変更がありましたので、続けて事務局から御紹介をお願いいたします。

○小宮審査基準室長 委員名簿をごらんください。前回の第13回会合までは、名古屋大学大学院法学研究科教授の鈴木将文委員、富士通株式会社法務コンプライアンス知的財産本部特許統括部マネージャーの田中裕紀委員に御参加いただいておりましたが、今回、御退任となりました。

今回からは新たに、神戸大学大学院法学研究科准教授の前田健委員、ヤマハ株式会社知的財産部 I P イノベーショングループ主事の横山幸司委員に御就任いただいております。したがって、委員名簿の記載にありますとおり、10名の委員で本ワーキンググループは構成されています。なお、本日、二瀬委員は所用のため御欠席ですので、9名の委員の方に御出席をいただいております。

○田中座長 ありがとうございます。

2. 特許技監挨拶

○田中座長 それでは、特許庁を代表して、嶋野特許技監から一言御挨拶をお願いいたします。

○嶋野特許技監 特許庁の嶋野です。本日は、田中座長を初めとして委員の皆様方にはお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

このワーキンググループですが、昨年12月19日に第13回を開催させていただいております。前回の会合では、「特許権の存続期間の延長登録出願に関する審査基準の改

訂」、それから「A I 関連技術に関する特許審査事例の審査ハンドブックへの追加」について、御検討を賜ったところです。

その後ですが、今申しました改訂した審査基準などの公表を行いました。また、特許審査事例の審査ハンドブックへの追加については、様々な検討をいただいた上で実施したところです。改めまして、委員の皆様方には多くの御助言を賜りましたことについて、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

今回でございますが、「進歩性の審査の進め方」につきまして、参考資料の作成についてお諮りしたいと考えております。審査部では、進歩性の判断を含めて、特許の審査の質の向上に取り組んでいるところでもありますけれども、ユーザーの皆様方、特に企業の方々からは、進歩性についていろいろと御指摘をいただいているところでもありますので、この内容について、例えば実際の案件の分析も行っています。また、各審査官が審査基準をもう一度確認する取り組みをしています。

進歩性の審査の進め方につきましては、審査基準の要点をまとめて、かつ的確な判断の参考となる参考事例を紹介するための資料を作成しました。そして、その内容について審査官に提供するということを実は先月行っております。本日はこの取り組みにつきまして、皆様の御意見を賜りたいと考えております。進歩性というのは、特許の審査の中でも特に私どもが重視している点でございますので、何とぞよろしく願いいたします。

○田中座長 どうもありがとうございました。

3. 進歩性の審査の進め方に関する参考資料の作成について

○田中座長 それでは、早速、議題の説明に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○小宮審査基準室長 本日の議題につきまして、資料1「進歩性の審査の進め方に関する参考資料の作成について」を用いて説明いたします。資料1を御参照ください。

本日は「進歩性」がテーマでございますので、スライドの1に進歩性についてまとめてございます。根拠となる条文は29条2項、「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明することができたときは、特許を受けることができない」となっております。

これを受けての審査基準の書きぶりですが、まず判断については、主引用発明から出発

して、請求項に係る発明に容易に到達する論理付けができるかどうかというところで判断するとされております。

また、論理付けに関しては、進歩性が否定される方向に働く要素と肯定される方向に働く要素を、総合的に判断するとされております。否定される方向に働く要素と肯定される方向に働く要素それぞれについては、資料に記載のとおりでございます。

進歩性というのは、非常に重要な特許要件でございますので、過去においてもさまざまな取り組みがなされています。スライドの2に移っていただきますと、まず平成12年の審査基準の全面改訂、この際に進歩性の基準も見直しがされています。見直しの背景としては、進歩性の判断が適切になされていないのではないかというユーザーからの指摘がございました。このころは少し特許査定率が上昇していたことがありまして、このような指摘がなされていたということでございます。

これを受けまして、よりの確に進歩性の判断が行えるようにということで、内容の見直しを行っています。その内容としては、「論理付け」の考え方を整理するとか、当業者として「専門家からなるチーム」を想定することとか、あとは、記載がないあるいは記載から推論できない効果の参酌はしないということを明確化しております。

その次は平成22年になりますが、「進歩性のケーススタディ」というものを公表しております。これは当時、問題が顕在化しておりましたパテントトロールへの対応として、進歩性のレベルを少し高めるべきではないかという御意見がありました。一方で、その反面では平成12年の取り組みを受けて特許率も下がっておりましたので、今の進歩性の判断のレベルは十分に高いのではないかという御意見もあったということでございます。

これらの検討から、法的安定性の観点を重視し、基準の改訂をするのではなく、基準を適切に運用することを目的とする資料を提供することにした、ということでございます。この進歩性のケーススタディですが、進歩性に関する裁判例を取り上げて、ここに記載のある幾つかの論点についての留意点をまとめた資料となっております。

次のスライドに移りまして、これはごく最近の審査基準の改訂で、これを受けて現行の基準となっておりますが、平成27年の審査基準の全面改訂です。

この改訂後の基準では、最初に「審査総論」という部を設けまして、審査の基本的な理念を明記しております。こちらには、補正により特許できて、補正について出願人との合意が形成される見込みがあると判断される場合には、出願人と補正の方向について意思疎通を図るとか、早い段階で十分な先行技術調査を行うということが示されております。こ

これは審査全般に関する考え方ではございますが、進歩性にも十分通ずる話となっております。

進歩性に関する主な改訂のポイントとしては、まずは進歩性の判断に関する基本的な考え方をまとめました。これは先ほど冒頭で御説明したような考え方がまとめられております。次の点としては、留意事項として、いわゆる後知恵に陥ることがないように留意するということが追記されております。

このような経緯を踏まえて、現状がどのようになっているのかということをお次のスライドにまとめております。まず1点目ですが、特許査定率を見てもみますと、2000年代は50%程度で推移していましたが、2010年ごろから上昇してきて、近年は75%前後となっております。2点目ですが、ここ最近の審議会において、何人かの委員の方から進歩性の判断に関する御発言をいただいております。3点目ですが、ユーザー評価調査というものを特許庁では毎年行っておりますが、多くのユーザーからは、特許審査を肯定的に評価いただいているのではないかとということが調査結果から読み取れると思っております。

以上の3点につきまして、もう少し具体的に参考資料を使ってごらんいただきたいと思っております。まずは特許査定率に関して、スライド5には赤い折れ線グラフで特許査定率、青い棒グラフで特許査定件数の推移をまとめてございます。先ほど御説明したような推移が見てとれるかと思っております。あと、審査に関連すると考えられる事項を吹き出しで入れてまいります。

次のスライドを見ていただきますと、こちらは日米欧中韓、いわゆる五大特許庁と呼ばれる特許庁の特許査定率の推移をまとめてございます。中国は2017年のデータ1つのみですが、ほかの4つの庁については連続のデータがありますので、その推移を見てとることができます。

これを見ていただきますと、4つの庁ではおおむね上昇傾向にあるかと思っておりますが、赤線の日本が少し上昇の度合いが大きいことが読み取れそうです。ただ、こちらについては下に特許査定率の算出方法が書いてありますが、各庁でそれぞれ制度が異なることを背景として算出方法も異なっておりますので、これらは単純に比較できるものではないというところは注意が必要かと思われまます。

次のスライドです。先ほどの現状のまとめの2つ目の点に関するところでございます。ここ1年ほどの間に審議会等で御発言いただいたことをまとめてございます。まずは進歩

性の判断の水準に関する御発言ですけれども、簡単に特許になってしまう印象があるとか、ベテランの人が見ると技術的な常識だなどと思うものが、案外看過されるようになってきているという感触を持っているという御意見。3つ目は、裁判を経験された方の実感として、補正の段階で意見書が出て特許査定されているものの、なぜこれが特許になってしまったのかと感ずるものもあるということでございます。

次のスライドですが、適切な先行技術文献調査に関する御発言でございます。近年は審査が早くなってきておりますので、他庁の審査結果を参照せずに審査を進めるケースが増えてきています。それが先行技術を十分に探し切れない、調査が不足する原因の一つになるのではないかとというのが1つ目の御指摘でございます。

2つ目は、『知財管理』誌という冊子の記事の紹介でございます。日本の特許庁で特許査定になったけれども、その後、欧州の特許庁で新規性を否定するような文献が発見された案件を題材として、それに基づいて、サーチにおける見落としがあったのではないとか、本願発明が狭く認定されたのではないかという分析がなされているという記事の御紹介でございます。

次のスライドです。こちらはこれまでとは少し主旨の異なる御発言となってきます。特許庁では、従前からの確かな審査のために面接を積極的に活用しておりまして、出願人とのコミュニケーションを図っているところでございます。そういった連携強化の効果として、特許される案件が増えている、特許査定率が上がっているのではないかとというのが上の御指摘でございます。

一方、下のほうですが、近年の裁判例は、発明の課題を重視した緻密な論理構成とすることで、進歩性を否定できない傾向になっているのではないかと、そしてこれを踏襲する審査基準に基づいた審査が行われることになると、進歩性を否定できない傾向となるのではないかと、という御指摘でございます。

次のスライドです。御意見の最後でございますが、こちらは主要国の特許庁の判断との比較に関する御意見でございます。1つ目は、特許庁の審査が他国に比べて甘いのではないかと御意見をよく聞く、という御指摘です。

2つ目は、統計的には、一発登録、拒絶理由通知がされずに即特許査定されたもの、こういったものうちかなりのものが、ヨーロッパでは拒絶理由通知がされているのではないかと御指摘でございます。しかし、一方でその内容までは見ていないので、ヨーロッパの審査が適切なのか、日本の審査が甘いかわからない、という御意見となっております。

ます。

3つ目は、AI、IoTという技術分野に特化した話になりますが、アメリカ、欧州、日本では、審査の仕方が異なるので結果も異なるという御意見でございます。審査の考え方が違うのであって、甘いとか緩いという話ではないのではないかと御指摘となっております。

次のスライドです。こちらではユーザー評価調査報告書のデータを幾つか御紹介しております。ユーザー評価調査というのは、前の年度の特許審査、あるいは国際調査の質についてユーザーから御評価をいただき、それを取りまとめたものとなっております。スライド11は、特許審査の質全般についての評価となっております。こちらで見ますと、「比較的不満」、あるいは「不満」の回答をいただいたものが、令和元年度は6%程度となっております。

次のスライドは、進歩性の運用についての評価です。「比較的不満」、「不満」を合わせたものは先ほどと比べてやや高くなっておりまして、今年度の調査結果ですと12%程度となっております。しかし、調査を開始した平成24年以降減少を続けております。また、不満と申しまして、質だけではなくて、進歩性がないという判断の結果自体への不満も含まれていることも考えられますので、その点は留意が必要と考えられます。

次のスライドです。こちらは先行技術文献調査と専門知識レベルについての評価になっています。文献調査のほうは、国内特許文献、外国特許文献、非特許文献それぞれのデータがあります。また、専門知識レベルのデータが右下にあります。数値自体はご覧のとおりとなります。

以上が審査をめぐる現状の御紹介になります。これらの現状を受けて、どのような課題が見出せるかの検討を行いました。1つ目、特許査定率が上昇していることについてですが、特許査定率が変化する背景にはさまざまな要因があると考えられます。例えば上昇していく要因としては、出願人による出願の厳選であるとか、出願人と審査官の円滑な意思疎通の活用があるとか、課題を重視する裁判所の判断を踏まえた実務によるのではないかと、こういったところが御指摘のあるところかと思えます。こういった要因があることに鑑みますと、特許査定率の変化を見ても、そのみから直ちに進歩性の判断が妥当であるか否かの検討はできないのではないかと考えられます。

2つ目の点ですが、主要国特許庁の進歩性判断の比較でございます。こちらは制度や運用の違いもございますので、一概に比較することは困難ではないかと考えます。一方でこ

れについては、今年度、別途調査研究を実施しております。こちらの結果は本年中にとりまとめられる予定となっております。

3つ目の点ですが、進歩性の判断に関するユーザーからの御指摘が幾つかございました。ただ、その御指摘だけ見ましても、具体的に特定の案件に基づかなければ課題の抽出は難しいと考えられます。そのため、これを受けまして実際に進歩性が肯定された案件、特許査定された案件を分析して、問題の有無をさらに詳しく調査することとしました。

この調査について、次のスライドにまとめています。審査官が特許査定と判断した案件、具体的には※印で書いてありますが、庁内で行っている品質監査の取り組みによって指摘があった案件、あるいはユーザーのほうからこの判断には疑義があると思われるとして提示された案件、こういったものを分析しました。

そうしたところ、全般的には大きな問題はないと考えられましたけれども、その中の一部には、ここに書いてあります①から⑤のような審査が行われた可能性がある案件を発見しました。

まず①ですが、請求項に係る発明の認定を行う際に、明細書等の記載に引きずられ、実施例に限定して狭く認定してしまったもの。

②は、有意義な関連先行技術文献を発見する蓋然性が高い調査範囲について先行技術文献の調査が十分ではなかったのではないかというもの。

③は、技術分野の関連性の低い引用発明について、課題の共通性や作用、機能の共通性等の動機付けの検討が足りなかったもの。これは例えば先行技術として挙げられているのですが、技術分野が違っているためなのか、動機付けを見出して組み合わせることで進歩性を否定するところまでには至らなかったようなものがあったということでございます。

④は、設計変更や先行技術の寄せ集めといった、動機付け以外の検討が足りなかったというもの。

⑤は、有利な効果を必要以上に評価したのではないかと考えられるようなもの。

こういったものが幾つか散見されたということでございます。

次のスライドです。今お見せした①から⑤に示すような審査というのは、審査基準に照らすと改善の余地があると考えられます。そのため、このような事案に対処することで、進歩性判断の的確性に疑義を生じる案件を減らしていけるのではないかと考えました。

これを受けまして、各審査官が審査基準に記載された進歩性の審査の進め方をいま一度確認するというのと、進歩性の審査の進め方の各段階における判断の参考事例を提供す

るといふことの2つを対応の方針として定めました。

そのため具体的には、審査基準の基本的かつ重要な事項を抜粋して、その内容の理解の助けとなる参考事例を加えた資料を作成して、11月20日に審査官に配布しました。この参考資料でございますが、本ワーキンググループの参考資料1-1として示しております。この資料を見ていただきますと御理解いただけますように、これまでの運用が変更されるということではございません。また、事例のほうは、判例などをベースにして、それぞれの判断における考え方が伝わるように要約した仮想事例となっております。

この事例については、次のスライド17に表形式でまとめています。先ほどの分析結果の①から⑤に対応して、さらに④については3つの観点に分けて、それぞれの観点ごとに1つないし2つの事例を作成しています。

以下、それらのうちから3つの事例を御紹介したいと思います。

スライド18は、発明の認定、対比に関するものです。こちらの本願発明ですけれども、発明の詳細な説明には、印刷シートの両面を検査する検査ユニットを2つ直列に接続して用いる点が開示されておまして、これによってシートの検査を二重に行えることが記載されています。

しかし、請求項を見てみますと、ここには単に2つの検査ユニットで検査すると記載するのみで、各検査ユニットが両面を検査する点とか、2つの検査ユニットを直列に接続するという点は記載しておりません。

これに対し引用文献として、印刷シートの表面を検査するユニットと裏面を検査するユニットを備えた検査装置を開示するものがあつたとしています。この場合の判断の説明になりますが、請求項に係る発明の認定は、請求項の記載に基づいて行うこととなりますので、2つの検査ユニットで印刷シートの検査をする、単にそのことが認定されることとなります。そうすると引用文献には、これと同じことが開示されていると認定できますので、対比の結果は、この点について相違点はないと判断できるとなります。

次のスライドは周知技術に関するものとなります。本願の請求項に係る発明は、変更を許容しないデータを記憶する読み出し専用メモリと、変更を許容するデータを記憶する書き換え可能なメモリ、それから何らかの特徴を備えるICタグとなっております。

これに対して引用発明としては、発行時に書き換えできないように書き込まれた暗証番号と、書き換え可能に書き込まれた識別番号を記憶するメモリと、何らかの特徴、本願と同じ特徴を備えるICタグがあつたとしております。

そうすると相違点としては、本願のように読み出し専用メモリと書き換え可能なメモリを備えているのかが不明である、という点となります。

一方で周知技術として、読み出し専用メモリと、書き換え可能なメモリを備えたICタグが、この分野において極めてよく知られていたとします。こういった周知技術を用いる場合、審査基準では例示するまでもないときを除いて、根拠づける証拠を示すとされています。原則としては証拠を示しますが、このように極めてよく知られている周知技術であるときには、証拠の例示なく用いることもできるとなっておりまして、このことを示す事例としています。

ただし、証拠を示さなくてよいかどうかの判断は慎重に行うべきであることとか、周知技術の存在が争点となった場合には証拠を示して判断を明確に説明する必要があること、これを事例の説明として補足しています。

次のスライドは、数値限定に関するものとなっています。本願は、魚釣り用電動リールで、図の濃い線で描いてある操作部材の寸法、大きさの数値限定を問題としているものです。本願では、操作部材の具体的な大きさや寸法が、請求項とか発明の詳細な説明に記載されています。しかし、その大きさにしたことによって操作性がどう変わるのかといった比較結果については示されておりません。

一方で、引用発明のリールは、同様の操作部材を備えておりますけれども、操作部材の大きさには言及されていないものになります。この場合の判断ですが、操作部材の大きさについては、指や手の無理のない姿勢で操作できるような寸法とすること、こういったことは当業者であれば当然に考慮することであるとして、その考慮に基づいて本願のような寸法としたことは、当業者が適宜選択できる設計的な事項にすぎないとしています。また、比較結果等の記載もございませんので、数値範囲に臨界的な意義があることも認められないとなります。

以上、3つの事例を御紹介しましたが、このようなものを全部で13個作成しており、これが参考資料に含まれる形になります。資料1に基づく今般の取り組みの説明は、以上となります。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、この議題につきまして御意見、あるいは御意見の前に御質問等がおありでしたらよろしく願いいたします。どこからでも結構でございます。

横山委員、お願いいたします。

○横山委員 横山でございます。今回の参考資料は、審査の質の向上に寄与する参考資料となりそうで、大変良い取り組みだと思います。その中で2点、確認させていただきたいことがございます。

1点目は、審査官への周知の方法でございます。先ほど11月20日に審査官に提供済みとの御紹介がありましたが、今回の資料は配って終わりなのか、また個別に説明の機会があるのか、どのような形で周知するのかについて伺わせていただければと思います。

2点目は、この資料のアップデートの予定についてでございます。進歩性の議論というのは今後も続けていくものと思いますけれども、今後整理すべき観点がさらに出てきた場合に、事例の追加などアップデートの予定はあるかどうかを伺わせていただきたいと思えます。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。2点の御質問がありました。事務局からコメントをお願いいたします。

○小宮審査基準室長 まず周知でございますが11月20日に配った時点では、資料を渡すだけではなくて、管理職のほうからその旨説明した上での周知、配布という形になっております。さらに、これは配っただけではなくて、それをきちんと各審査官が目を通すように促していくことこそ、御指摘いただいたように、肝要かと存じております。今後、審査官の研修とか自己啓発のための資料として活用していく、そのためにどうするのがよいのかということは、引き続き検討してまいりたいと思っております。

それから、アップデートでございますが、今回はいろいろ検討した中で見つけ出した課題について作成した形でございますが、当然ながら、今後新しい課題、具体的な課題が見つかるということであれば、資料自体のリバイスや、新しい参考資料の形とすることも含めて検討していきたいと考えております。

○田中座長 よろしゅうございますか。

○横山委員 ありがとうございます。

○田中座長 ほかにいかがでしょうか。

竹中委員、お願いいたします。

○竹中委員 この査定率の推移についてお伺いしたいのですが、こちらは拒絶理由ごとのデータはないのですかというのと、例えばUSPTO等で質の問題が出るときには無効率の表も出るのですが、こちらは査定率だけだったので、無効率の資料もあったほうがいい

のではないかとこの点でございます。

○田中座長 いかがでしょうか、事務局からコメントをお願いいたします。

○小宮審査基準室長 まず条文ごと、要件ごとの査定率というデータは取得していません。それから、今回は特許の審査に関するものとして、まずは特許の審査の段階での査定率ということでお示ししております。審判の判断の結果としては、それは別途統計として取っております。

○田中座長 竹中委員、どうぞ。

○竹中委員 無効率は各庁でそれほど違いがないということですか。特にこの表でK I P OとU S P T OとJ P Oは大体同じぐらいであり、査定率はそれほど変わらないということですが、無効率も余り変わらないというようなことでしょうか。

○嶋野特許技監 この正式な数字は今手元にはないのですが、日本は無効にならない。アメリカは無効率が極めて高いと承知しておりますが、それに比較すると日本は無効になりにくいという結果が出ています。この理由は幾つか考えられるのですが、1つは訂正の機会が2回与えられるということです。2回訂正していく中で無効理由を回避するということがあって、極めて無効率が低いという結果になっています。これは日本の無効審判の特徴でありまして、アメリカのユーザーからむしろ評価される点だと私は思っています。

正式な数字は、審判部がもし持っていたら。

○高橋審判企画室長 2018年の数字ですけれども、16%です。

なお、USの場合、訂正の機会が非常に限られているという指摘もありまして、今般、運用の改訂を行っております。その改訂の影響も見ていく必要があると思っております。

○竹中委員 どうもありがとうございます。

○田中座長 よろしゅうございますか。

委員の方、ほかにいかがでしょうか。

前田委員、お願いいたします。

○前田委員 前田でございます。1点質問と1点コメントさせていただきます。

まず質問ですが、今回の参考資料というのは、審査基準の運用をより安定化したものにするために作成した参考資料ということかと思えます。今後こういった資料をアップデートし続けていくことがあったとすると、さかのぼって審査基準や審査ハンドブックをさらにアップデートしていくことも考えておられるのかということが1つ質問です。

もう1つはコメントですが、今回の取り組みは、ユーザーからの声を聞いて、特に判断

がぶれやすいとか、より安定的に判断する必要性があるという論点を抽出して、そこに対して参考資料を作成したということかと思います。ユーザーからの声を聞いてということで、参考資料を作成する必要性がある論点を抽出するのも1つの方法だと思います。ほかには、例えば新しい技術分野が出てきて判断がぶれやすいことが仮にあるとすれば、そういったものについても対応するということがあると思います。既にA I等について事例の追加が行われていると思いますが、そういったたぐいの取り組みはあるのかなと思います。

もう1つは、裁判例などで例えば最高裁など影響力の強い判決が出たとすると、それによって旧来の審査がどういう影響を受けるのかというのは関心が強いところなのではないかと思いますので、そこについても可能な限り明確にする努力があったほうがより望ましいのかなと思っております。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。事務局からコメントをお願いいたします。

○小宮審査基準室長 御質問いただいた今後のアップデートに関するところですが、今般の資料についても、このまま手持ちの資料としてしまうと風化するおそれもございますので、必要なところは例えばハンドブックに事例を抜粋して載せるとか、そういったところも含めて考えていきたいと思っております。今般は審査基準の範囲内での取り組みでございますので、直接、直ちに審査基準の改訂の方向には進まないと思いますが、今後いろいろな資料をつくっていく中で、審査基準に反映したほうがよいというものがあれば、それは速やかにそういったことも含めて検討していきたいと思っております。

それから、コメントいただきました点について、今般はユーザーの声を聞いたところを出発点としたわけですが、前田委員から御指摘がありましたような、いろいろな技術分野についての個別の取り組みも重要と考えております。先日はA Iについて行いましたけれども、必要とされるような技術分野があるかどうかということも、ユーザー団体との意見交換等を通じて見出していきたいと考えております。

裁判例との関係ですが、当然ながら最高裁の判断は非常に重要でございますので、そこは審査基準にも速やかに反映していくべきところがあれば、タイムリーに検討してまいりたいと考えております。

○田中座長 よろしゅうございますか。

ほかにいかがでございますか。

濱田委員、お願いいたします。

○濱田委員 濱田でございます。審査基準自体はよくできていると思いますので、それを踏まえた上でこういった積極的な検討は非常にありがたいと思っております。お礼を申し上げます。ただ、この資料では特許査定率が出ていますが、拒絶査定が出た後に出される特許審決も入れると、恐らくこれにまた数%上乘せされるかと思っております。そういう意味ではUSと比べても数字の上では少なくとも緩い傾向にあると思っております。

いろいろな出願人の方に聞きましても、当たり前と思われるものが最近よく特許になっていて、回避するのがなかなか難しく、一旦特許になってしまうと、先ほどおっしゃったようになかなか無効にできないところもございますので、大変だというお話も割と最近よく聞くところではございます。ただ、裁判所が、資料にもございますように課題を重視する傾向があったり、あるいは証拠に基づいて周知技術を認定しなければいけないところがございます。客観性という意味では非常に重要なのですが、そういうところも踏まえまして、進歩性は否定しづらい傾向になっていると思っております。

それではどうしたらいいのかということになりますけれども、進歩性が緩くなり過ぎないためには、当たり前というものをやはり勇気を持ってきちんと認定していただくことかと思っております。もちろん客観性は必要ですし、証拠がないと周知技術とはなかなか言えないところではあると思っておりますが、当たり前であるとかそういった周知技術の認定を、ある程度勇気を持ってやっていただく必要があるのではないかと思います。改めてクレームを見ていただいて、このようなものが特許になっていいのかと思うようなものについては、再考していただくという柔軟性を持っていただければ大分違ってくるのではと思っております。ただ、どんどん拒絶してほしいというわけではございませんので、どうぞよろしく願いいたします。

ですので、課題が書いていないということだけで進歩性があると認定したり、あるいはもうちょっと周辺技術も含めて広く調査していただいて、使えるものであれば適宜使っていただければと思っております。意見のようなものになってしまいましたけれども、今後ともこういった取り組みをどんどん続けていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○田中座長 ありがとうございます。事務局からコメントがありますか。

○小宮審査基準室長 まずは後ろのほうのお話からでございますが、勇気を持ってとおっしゃっていただきまして、我々も大変勇気づけられます。もちろん無理な拒絶はしないという前提ではございますが、審査基準を見ても、そこまで杓子定規にやらなくてもよいの

ではないか、運用の幅でもって結構思い切ってやってよい部分も許容されているのではないかと個人的には感じております。ですので、今般の資料については、そういった運用の幅の中で、どういったことまでができるのかというところを示したいというのが1つの狙いでもございます。判断であるとか先行技術の調査といったところは柔軟性を持って行う、ということは基準から読み取れますので、そういったことも含めて取り組んでいければと考えているところでございます。

○田中座長 ありがとうございます。

竹中委員、お願いいたします。

○竹中委員 外国からの出願人の見解を申し上げますと、日本の特許庁は審査が厳しいという認識がありまして、日本に出願すると拒絶されてしまうと言って、日本だけ出願しないという電気メーカーやITメーカーが結構いると聞いています。分野が違うので、もしかしたら化学とかバイオは違うのかもしれませんが、やっとなんか日本弁理士会がアメリカでいろいろ宣伝して、進歩性そんなに厳しくないという認識が広がってきたところなので、また厳しくするのはどうでしょうか。やっとなんか日米の進歩性と非自明性とが一緒になったのかなと思っていたので、今の意見を聞いて結構驚きました。

○田中座長 ありがとうございます。

○嶋野特許技監 ぜひ竹中先生にお願いしたいところではありますが、何かタイミングにずれがあるんです。かつて日本は、情報分野では審査が厳しいと言われていて。その当時はアメリカは審査が緩かったというふうに言われていたと思うのですが、その後は立場が完全に逆転しまして、御承知のようにアメリカは一時、パテントトロールの対策のために、IT系は極めて審査基準を厳しくしたというふうに理解しております。

私どもは、ソフトウェアを物として保護すると、法律に明示し運用していますので、情報系の審査は柔軟にやっているということがあって。恐らくアメリカで拒絶されるものが、どんどん日本では特許されているのですが、そのころにはアメリカからの出願が減ってしまっていたということで、アメリカの出願人の方々は気がついていないのだと思うので、そこはちゃんとPRしないといけないという反省に我々は立っています。ぜひ先生にもその点をPRしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○竹中委員 その反面、アメリカは進歩性ではなくて、発明該当性とか明細書の記述要件やクレームの明瞭性要件(Definiteness)が厳格です。特にソフトの場合にはアルゴリズムを開示しなくてはならないというのがあります。そういうわけできつき、どういう拒絶

理由の分布ですかということをお聞きしました。確かにアメリカのほうはソフトウェア関連発明の特許性が厳しくなっています。この前もAIの事例のときに非常に危惧したことですけれども、進歩性のほうは客観的に同じ基準でやることはほとんど不可能でありますので、少しぐらいばらつきがあってもいいと思うのですけれども、クレームの明瞭性要件とか明細書の開示要件に関し、どこまで書かなくてはいけないというのはある程度客観的な基準がはっきりできるわけです。日本で出願したものに基づいて、アメリカで機能的クレームであるとして明瞭性要件で拒絶された場合には、その後でアルゴリズムの追加等ができなくなります。だから進歩性よりも、むしろ開示要件のところは、きちんと調和していただくのが重要ではないかと感じております。

○小宮審査基準室長 ただいま御指摘いただきましたところは、全くごもっともかと思っております。要件ごとの査定率は確かに出しておりませんが、その代わりといえますか、各庁との間ではいろいろな比較研究を要件ごとに行っておりますので、そういったところできただけ、その違いについて明らかにしていきたいと考えております。

一方で先端的な技術分野のAIについては、そういった取り組みはむしろ積極的に各庁も考えているのかなという感触は受けております。先日もシンポジウムを開きまして、そこで共通の事例に基づいて、判断の結果について、判断の手法について各庁で発表してもらい、比較する取り組みを行っておりますので、今後そういったところにも力を入れていければと考えております。

○田中座長 竹中委員、引き続きどうぞ。

○竹中委員 追加の意見ですが、そのシンポジウムについてはよく知っておりますし、資料を見させていただいたのですけれども、日本の特許庁からの特許性に関する質問が、サポート要件と進歩性と発明該当性に限られていました。USPTOで一番問題なのは明瞭性(Definiteness)要件です。112条の(b)項なんですね。それについて質問していないから、アメリカの特許庁がアルゴリズムの開示の問題について指摘していません。USPTO講演者の資料の最初のところで、機能的表現を使うことが多いので112条(f)項に該当することについてちょっとだけ言っているのですけれども。アルゴリズムの開示が無い場合には、クレームは112条(b)項で拒絶されることを話すべきだったところですが、その点がカバーされていなかったようです。

特にAI関係を含むソフトウェア関係の発明は、コアとなる拒絶理由が各庁の間でちょっとずれているので。例えばEPOだとコアになる拒絶理由は進歩性なんですけれども、

それでも機能的クレームについては、アルゴリズムの開示が無いときは、場合によってはクレームの明瞭性 (Clarify) E P C 8 4 条違反で拒絶されることがあります。J P O から明瞭性についての質問がされていなかったのも、E P O の講演者はその点について触れていなかったようです。もちろん私は参加していないのではっきりとわかりませんが、提出されている資料だけで見ると、ソフトウェア関連発明の特許性を質問するときに、きちんと各国で問題となる拒絶理由の関係をわかって質問していないので、E P O または U S P T O の返事がきちんと来ていなかったのではないかとというのが懸念事項であります。

○田中座長 ありがとうございます。

○小宮審査基準室長 御指摘ありがとうございます。A I を題材としておりますので、サポート要件が極めて重要というように日本の判断基準では考えておりましたので、そういった流れになったのかなと思います。そういう運用の違い、制度の違い等ございますので、そこは今後、勉強させていただいて、そういった形で明確化できるように努めてまいりたいと思います。

○田中座長 浅見委員、お願いいたします。

○浅見委員 A I の話が出たので、それについて少しコメントさせていただきます。

私は先月、特許庁の審査基準室主催のA I の審査に関する五庁のシンポジウムを聴講させていただきました。昨年のワーキンググループで検討した2事例を使って議論がされていて、国によって随分考え方が違うということが理解できて、非常に良かったと思っています。

学習済みモデルの事例については、発明該当性に関して、日本では全く問題ないとして、この場でも特に議論にならなかったのですが、中国や米国では、こういう形のクレームは発明該当性を満たさないという回答であったと理解しております。日本ではA I の出願が急増しているということですが、まずは日本の発明該当性、進歩性、記載要件といった考え方を、できれば事例などを作成していただいて、わかりやすく説明していただければありがたいと思います。

先ほど竹中委員もおっしゃったように、日本ではアルゴリズムを要求していないので日本では権利化されても、これを米国に出願すると、記述要件を満たさないということで拒絶されることになると、グローバル化の時代に適切に権利を取得することができないことになってしまいますので、五庁の考え方も示していただけると、出願人にとって有益な情報になると思います。さらに事例などを使って外国も含めて比較検討などをしていた

できればということが要望です。

それからもう1点、今回の議題に関してですが、この参考資料は内容も的確だと思いますし、わかりやすく、技術分野も多岐にわたっていて審査の参考になると考えております。どのような形にせよ、今後もこういった取り組みを続けていただければと思います。

先ほど御説明もありましたが、審査経験の少ない方向けの研修などを重点的に行っていただくことに加えて、先行技術調査のことも書かれていますので、外注機関に対しても、サーチしてくださる方々に周知徹底していただけるといいのではないかと思います。

感想ですが、発明の認定を請求項の記載に基づいて行うことについては、当たり前という感じもあって、意外なところもあるのですけれども、それが実際にできていない事案もあるということですから、それをきちんと基礎から説明していただくことは重要だと思います。そういうことも含めて公表していただいたのはよかったと思います。

それからもう1点、周知技術ですが、これは私もいろいろな分野の審査をしましたが、その分野の技術を十分に理解していないと、周知技術であると判断できないことがあると思います。これは運用の話ですが、その分野の技術に詳しい審査官が必ずいると思いますので、その審査官と協議しやすいような仕組みを是非作っていただければと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。事務局からコメントをお願いいたします。

○小宮審査基準室長 まず1点目ですが、グローバル化というお話がございました。今回のシンポジウムの副題として、「グローバルな権利取得に向けて」ということを掲げていました。ですので、こういった取り組みを今後も進めていくことで、そういったグローバル化に対応するようなサポートができればと考えているところでございます。

2点目の研修、特に外注機関の方々に向けての研修ということですが、これは御指摘のとおりでございまして、こういったあり方がよいかということを含めて考えていきたいと思っております。

それから、事例についてのうち、認定に関してごくごく当たり前という御指摘もございました。確かに非常にわかりやすいものとして掲げておまして、全体的にここまで狭く解釈してしまうと、確かに当たり前かなと考えますけれども、発明特定事項の一つ一つにおいてもこういったことが起こっている可能性もございますので、そういったところの注意喚起も含めて、わかりやすい形で示させていただいております。

周知技術でございますが、御指摘のとおり分野ごとの理解が非常に重要でございます、協議は既に審査の現場でも積極的に取り組むように進めています。周知技術を見つけるためのサーチノウハウの共有も、審査のグループ内で進めておりますので、そういった取り組みを進めていきたいと考えております。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでございますか。

本田委員、お願いいたします。

○本田委員 まず、4ページにあるような今の査定率に関しては、とても感覚に合っていると考えています。審査で2カ月延長することができるようになって、さらに面接等も必ず1回はお受けいただけるような環境になっていて、それによって特許査定率は一定程度上がっている可能性もあると、実際に大学の案件を見ても感じております。

一方で審査体制というところで、課題ということで15ページに整理いただいているような事案、案件の分析の結果、今回の参考資料として参考事例を増やしていくということですが、参考事例だけでなく、ある種のヒューマンエラー的なものも当然あるかと思えます。16ページで整理いただいた対応の方針ということで、参考事例を提供するところはあるのですが、その前の審査の進め方をいま一度確認する。そこを徹底していただくのが一番なのではないかと思っております。

外国との比較等もされていらっしゃるのですが、審査基準が実際の特許のどのようなものを特許にするかというところの考え方の違いということで整理してしまわないで、先行文献調査のところでは、PCT経由で出願したものは、基本的にキーワードというか、その発明のキーワードとして特定するところに関しては共通項が必ずあるかと思えます。実際に他のパテントファミリー全件やるのは難しいというのは重々承知ですが、一定割合ではどういう文献が引かれたかという比較をしていただいて、本当に漏れがないのかどうか調査の視点、何か課題がないかどうかというのも御検討いただければと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。事務局からコメントをお願いいたします。

○小宮審査基準室長 1点目の、ヒューマンエラー等を防止するためにこういった資料の確認を進めていくことについては、先ほどもありましたように、研修等のやり方の工夫をいま一度考えていきたいと思っております。

それから、もう一つは他庁の同じファミリーとか関連するような出願の審査の結果みた

いなものを参照するように徹底したらどうかという御趣旨かと思えますけれども、審査の現場においては、各国の審査結果を共有しておりまして、そういったものが参照できるようになっております。さらにシステムのにも、それを見つけやすいように、すぐに参照できるようにという工夫もしておりますので、基本的には外国庁でファミリーがあるものについてはそういったものも参照した上で審査を進めているようにしております。なお一層そういった取り組みは実施していきたいと思っております。

○田中座長 奥村委員、お願いいたします。

○奥村委員 奥村です。よろしく申し上げます。後になるとプレッシャーがあるんですが、これはコメントだけです。こういったことを調査検討すると、案外、例外的な事例ばかり拾って、本質的なところの議論にならないことが時々あるので、そういうことで皆さんの時間を使わないようにしていただきたいというのが1つです。これはコメントは要りません。

それともう1つ、進歩性については、先ほど竹中委員も言われましたけれども、クリアなメジャーメントなんてほぼ無理だと私も思っておりまして、基本的にはこれは納得感だけだと思っています。そういう意味では、セミナーでこの基準を説明していただくことも重要ですけども、それぞれ産業別にユーザーを回っていただいて、大手のユーザーでいいと思うのですが、本当に目の前にあって疑問に思っていることを、例えば部長さんたちではなくて、もっと現場の審査官の方と実際に手続を行っている方たちが議論していくことによって、最新のテクノロジーの基準は、この辺が落ち着きがいいのではないかとこの落ち着き方をしていくのかなと私は思っています。その辺も御検討いただければと思います。

最後は、どうでもいいと言えればいいのですが、審査基準というののははっきりしたことが言えないので、例えば人を治療する方法はだめですよ、発明に特許で守れませんよというものの次ぐらいに、非常に政策的なことができるころだと思っております。というのは審査の適正化と言っても、何が適正な進歩性の判断なのか誰も言えないわけです。

これは例ですけども、日本の特許庁は、特許権をたくさんつくるぞ、だから、進歩性があるかないかわからないときには特許にします、あるいは、あるかわからないときには特許にしません。そういうポリシーによって特許権のできる件数は随分違ってくるのです。例えば、ある技術分野は特許するほうにします。ある技術分野は特許しないほうにします。日本の産業政策上これはいいとか、そういうような議論ももしできるのであれば、特許庁

の役割としてとてもおもしろいのではないのかなと思いましたので、御提案だけでコメントは結構でございます。

○田中座長 ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○小宮審査基準室長 産業別に現場を回ってもっと意見を聞いたらどうかというお話でございますが、その前に、審査官個々の専門的な知識レベルを高めるためにはどうするか、そういったことが重要であると認識しておりますので、そのためにどういうふうにするかということについて簡単に御紹介させていただきます。例えば工場見学などの現場実習に伺わせていただくとか、いろいろな企業・団体が主催するようなセミナーや、庁内にいろいろな技術者の方をお招きして開催する講座を受講するという取り組みをしております。

ただ、それは一般的な知識レベルの涵養かと思えますので、いろいろな業界別の事情となりますと、企業コンタクトのような形で広く回らせていただいております。これは部長レベルだけではなくて、各審査部の審査長レベル、あるいは審査官も同行して御意見を直接伺うような形にさせていただいております。そういったことでまず課題の抽出をすることになります。それから、いろいろな技術水準、技術レベルの習得は、先ほどのセミナー等と、各個別の案件での出願人の方との意思疎通を通じて育てていくところかなと考えております。こういった取り組みを進めていきたいと思っております。

○田中座長 前川委員、お願いいたします。

○前川委員 大トリになってしまつてさらにプレッシャーがかかるのですが、応援演説的に幾つかコメントさせていただきます。

まず、このような審査の質の向上に対して不断の取り組みがなされていることに敬意を表し、感謝申し上げます。産業界としては安定した特許であれば、たとえ権利行使をしたとしてもつぶされにくい。逆にわけのわからない特許で権利行使されることがなく、安心して本来の事業に専念できるということで、非常に重要なことと考えております。引き続き審査の質向上の取り組みをよろしくお願いいたします。

今回の進歩性判断の参考事例は、庁内内部の教育的な資料の位置付けと伺っております。企業の内部でも進歩性の考え方を勉強して、良い明細書に仕上げているという取り組みをしておりますので、ぜひ公開していただければと思います。進歩性の判断は非常にアナログな世界ですので、特許庁から進歩性判断の参考事例を多数提供していただいて、我々も勉強させていただきたいと思っております。

海外の進歩性判断との差異について議論がありましたが、海外とは制度が違うのでいた

し方ないという点は、産業界も重々承知しております。審査基準も違いますので、無理して不整合を合わせようとするのではなく、我々産業界（出願人）が、審査基準に合ったクレームなり、審査基準に合ったロジックを考えて、適切な明細書に仕上げていくことが大事だと思っております。むしろ、日本特許庁には素晴らしい審査能力のレベルを下げることなく、現状を維持していただきたいと思っております。

ただ、審査官の心理から考えると、自分の出した審査結果が異議申し立てされたり、その後に無効になったりすることを恐れて、どうしても進歩性の判断が安全サイドに振れるのではないかというのは理解できる場所です。その辺は審査だけでなく審判、知財高裁等も含めて国内の進歩性判断のレベルを合わせていただけるようお願いする次第です。

もう1つだけコメントさせていただきます。当業者という言葉が何回か出てきました。しかし、審査官が当業者であれば容易に想到できると考える技術レベルと、実際に手を動かして毎日切磋琢磨している技術者が認識している技術レベルとが、かなり違うのではないかと思う事例がここ最近ありました。特に、AIやIoT分野では技術の進展も著しいことから、当業者の技術レベルという認識を、いま一度見直していただけるような契機になれば幸いです。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございます。事務局からコメントをお願いいたします。

○小宮審査基準室長 まず資料の公表については、既に本ワーキンググループで使用する資料という形での公表はしておりますので、そういったものを御利用いただくことは可能となっております。ただ、審議会の資料として若干埋もれた形になっておりますので、いわゆる公表とは位置付けが違うと思っております。現時点では、このままの資料で公表することは考えておりませんでした。御意見を受けまして、そういったところも含めて考えていきたいと思っております。

一方で、事例については先ほども触れましたが、風化しないように、例えば審査ハンドブックなりに再編集して入れることも考えておるところでございますので、そこは引き続き検討させていただきたいと思っております。

それから2つ目のところで、余り安全サイドに振れず、審判とか裁判所も含めてトータルに判断するようにしてほしいという御意見だったかと思っております。我々としてももちろん上級審である審判、その上の裁判所の判断については、常に勉強しながら審査に取り組んでいるところでございます。そのためには審判部とも適宜意見交換をしておりますので、

そういったところを通して全体的な相場感と言うとおかしいかもしれませんが、1人1人の審査官がそういったものの涵養に努めていければと考えております。

それから、当事者レベルの違いを感じられるというところでございますが、先ほどの研修に取り組むということ、それからいろいろな意見交換を進める中で、そういった情報を集めていくということ。それに加えて個々の審査官となりますと、どうしてもOJTと申しますか、一つ一つの案件の審査を進める中でそういったものを育てていくところになっていくのかなと考えております。それを越えて意見交換とかそういう機会があれば、ぜひ御協力をいただければと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○田中座長 ありがとうございます。

浅見委員、お願いいたします。

○浅見委員 先ほど御指摘があったので補足させていただきますが、請求項に係る発明の認定を請求項の記載に基づいて行うというのは、これ自体当たり前のことではあるのですが、例えばこの事例を見たときに、検査装置の事例も、請求項には検査ユニットが2つあればいいとしか書かれていないのですが、詳細な説明には「直列に」と書かれているので、「直列に」を読み込んでしまったということだと思います。

自撮り棒の事例も、いかにもスマホに使うかのように書かれているのですが、請求項には書かれていない、自撮りということまで書かれていないのです。

ということで、これ自体は決して悪い事例ではないと思っていて、ただ、審査官が想像力を働かせないと、詳細な説明や実施例に引きずられてしまうということかと思えます。審査官がクレームだけを見て、こんな場合もあり得るという想像力を働かせることが大事だということを示した事例としては、いい事例だと思います。そういうことを訓練して審査することを動機付けるための事例としては、いい事例であって、決してレベルが低いというつもりはありません。

ただ、最初に、発明の認定は請求項の記載に基づいて行うということを読んだときに、ちょっと驚いたというだけのことです。むしろこういうことをきちんと研修に使っていただいて、かつこれをどういう形で公表するかはともかく、こういうこともきちんと特許庁では指導していますよということを示していただいたことは非常に良いことだと思っておりますので、その点だけ補足させていただきます。

○田中座長 ありがとうございます。

濱田委員、お願いいたします。

○濱田委員 ついでに今の話ですけれども、本当に当たり前なんです、実は意外と想像力が働いていない場合があります、特に機能的なクレームが多いでしょうか。機能的なクレームに対して、明細書に書いてあるところで、大体そんなものだろうと思ってクレームを認定した場合に、一旦特許になってしまうと、その機能の中に想定外のものが実は入ってしまうように思われる場面があります、これはクレームの範囲に入るのか入らないのかというので非常に迷うこともあります。もし可能であれば、機能的なクレームについての事例も入れていただくとありがたいと感じております。

○田中座長 ありがとうございます。

○小宮審査基準室長 お二人の委員の方に御指摘いただきましたように、まさに想像を働かせる、柔軟に発想するということは、審査において極めて重要なことかなと感じております。今回の自撮り棒とか印刷シートはいわば基本問題でございまして、濱田委員から御指摘いただきましたところは、応用問題に当たるようなものかなと感じます。そういったところまで応用が利かせられるようにすることが重要かと思っておりますので、御意見を参考にさせていただいて取り組んでいきたいと思っております。

○田中座長 ほかに、委員の方々よろしゅうございますか。

それでは、今回は審査基準の改訂という話ではなく、参考資料ということが議題でございますので、一定の方向性を持った結論を取りまとめるというような話ではないのかもしれませんが、特許庁におかれては、今日各委員から大変貴重な意見をたくさんいただきましたので、この意見を踏まえて、このたびの参考資料の内容及び扱いについて、さらに良くなるように御検討いただきたいと思います。委員の方々、こういうまとめでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

それでは最後に、今後のスケジュール等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○小宮審査基準室長 本日は御審議、どうもありがとうございます。本日はたくさんの御意見をいただきまして、資料の公表であるとか、こういった資料の審査官への周知とか研修も含めて御意見がございましたので、そういったところを含めて引き続き検討してまいりたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○田中座長 それでは、以上をもちまして第14回審査基準専門委員会ワーキンググルー

プを閉会いたします。本日は長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

4. 閉 会